e事件管理システムの設計・開発契約及び改修契約（不当）

最高裁判所
13億8082万円(指摘金額)

契約の概要

- ✓ 最高裁判所（最高裁）は、令和4年度に、職員が利用する事件情報の管理機能等を有するｅ事件管理システム「**RoootS**」の設計・開発等のために、**RoootS設計・開発契約**（注）を（株）日立社会情報サービス（会社）と締結し、5年4月に契約金額8億0080万円の全額を支払　（注）複数のプログラムを開発の上、これらを結合したプログラムの結合テストまで実施
- ✓ 最高裁は、5年度に、「RoootS」を国民が民事訴訟手続に必要な書面を電子提出する機能等を有するシステム「TreeeS」と連携させるために、**RoootS改修契約**を会社と締結し、6年4月に5年度分の契約金額5億8002万円の全額を支払
- ✓ 検査職員は、請負契約等について、給付完了の確認のために検査を行い、検査調書を作成。当該検査調書に基づかなければ支払はできない

検査の結果

＜RoootS設計・開発契約＞

- ✓ 会社が最高裁に提出した業務完了報告書には「完成した成果物でなくて問題ないか」などと記載
 - ・結合テストの終了には最高裁による結合テスト報告書（成果物）の内容の承認が必要だが、承認欄は空欄で、会社は承認を得ていないとしており、年次報告書（成果物）にも承認を得ている旨を記載していなかったため、**結合テストは終了していなかった**（結合テストを再実施して報告書が再提出されたのは5年8月）
 - ・納入されたマニュアル（成果物）は**表紙と目次のみ**で、**具体的な内容の記載なし**
 具体的な内容が実際に記載されたマニュアルが提出されたのは7年3月で、納入期限（5年3月）を大幅に超過

＜RoootS改修契約＞

- ✓ 会社が最高裁に提出した業務完了報告書には、要件定義書一式、基本設計書等（成果物）が完成した旨の記載がなく、現在も整理中であるため現時点版を納入し、完了でき次第、完了版を提出するなどと記載。
 これらが提出されたのは6年9月又は7年3月で、納入期限（6年3月）を超過

⇒　両契約において、いずれも成果物が**仕様を満たしていない**のに、検査に合格したとする検査調書を作成して契約金額を支払っており、**会計法令に違反**していて適正を欠く事態（支払額計**13億8082万円**が不当）

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.45-47を参照

ｅ事件管理システムの設計・開発契約及び改修契約（不当）

最高裁判所
13億8082万円(指摘金額)

契約の概要

- ✓ 最高裁判所（最高裁）は、令和4年度に、職員が利用する事件情報の管理機能等を有するｅ事件管理システム「**RoootS**」の設計・開発等のために、**RoootS設計・開発契約**（注）を（株）日立社会情報サービス（会社）と締結し、5年4月に契約金額8億0080万円の全額を支払
 （注）複数のプログラムを開発の上、これらを結合したプログラムの結合テストまで実施
- ✓ 最高裁は、5年度に、「RoootS」を国民が民事訴訟手続に必要な書面を電子提出する機能等を有するシステム「TreeeS」と連携させるために、**RoootS改修契約**を会社と締結し、6年4月に5年度分の契約金額5億8002万円の全額を支払
- ✓ 検査職員は、請負契約等について、給付完了の確認のために検査を行い、検査調書を作成。当該検査調書に基づかなければ支払はできない

検査の結果

＜RoootS設計・開発契約＞



- 令和4年4月 契約
- 5年3月 成果物の納入期限
 ⇒ 会社から成果物（結合テスト報告書、年次報告書、マニュアル等）、業務完了報告書を提出
 ⇒ **検査、検査調書の作成**
- 5年4月 **支払**
- 5年8月、7年3月 結合テスト再実施後の報告書、内容記載後のマニュアルの提出

業務完了報告書には「完成した成果物でなくて問題ないか」などと記載
- 結合テストの終了には最高裁による結合テスト報告書の内容の承認が必要だが、承認欄は空欄で、会社は承認を得ていないとしており、年次報告書にも承認を得ている旨を記載していなかったため、**テストは終了していなかった**
- 納入されたマニュアルは**表紙と目次のみ**で、**具体的な内容の記載なし**

＜RoootS改修契約＞



- 令和5年12月 契約
- 6年3月 成果物の納入期限
 ⇒ 会社から5年度の成果物（要件定義書一式、基本設計書等）、業務完了報告書を提出
 ⇒ **検査、検査調書の作成**
- 6年4月 **支払**（5年度分）
- 6年9月、7年3月 修正後の要件定義書一式、基本設計書等の提出

業務完了報告書には、修正後の要件定義書一式、基本設計書等が完成した旨の記載がなく、**現在も整理中**であるため**現時点版を納入**し、**完了でき次第、完了版を提出する**などと記載

最高裁は、両契約について、成果物が**仕様を満たしていない**のに、検査に合格したとする検査調書を作成して契約金額を支払っていた

⇒ **会計法令に違反**していて適正を欠き、両契約の支払額計**13億8082万円**が不当

Copyright©2026 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.45-47を参照